

令和7年 第12回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

1. 開催日時 令和7年12月2日 9時00分～

2. 開催場所 上富田町役場 1階 会議室

3. 出席委員 (8名)

1番 福田 和晃	2番 小野 博	3番 小山 全美
4番 山際 郁広	5番 前地 孝俊	6番 森 隆
7番 小倉 紳示	8番 田上 彰伸	

4. 議事日程

議案 第1号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

議案 第2号 非農地証明願について

議案 第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案 第5号 農業委員会の農地利用最適化推進委員の評価および選任について

5. 農業委員会事務局職員 局長 山根 康生 農地主任 三谷 祐子

6. 議事内容 次のとおり

開会 議長	<p>ただいまより令和7年第12回上富田町農業委員会総会を開催いたします。 定足数に達していますのでこれより会議を開催します。 会期はただいまより本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>「異議なし。」</p> <p>ご異議なしとのことでございます。 よって、会期は1日間とします。 本日の署名委員は、7番 小倉委員・1番 福田委員 よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議事日程に従って進めてまいります。</p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）」事務局より説明願います。</p>
	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。 令和7年12月2日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸</p> <p>番号1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 地目 登記簿及び現況ともに「田」です。 農振区分 農用内です。 面積 646.00 m²です。 権利種別 機構法使用貸借です。 賃借権を設定する者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○市○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 利用目的は畑です。 期間は、令和8年2月1日から令和11年1月31日です。 備考は野菜です。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>それでは、議案第1号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。</p>

	(「異議なし」。の声あり)
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
	「異議なし」。
議長	それでは「可」と決定いたします。
	続いて議案第2号「非農地証明願いについて」事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第2号「非農地証明願いについて」</p> <p>下記農地について、「農地法第2条の農地でない旨の証明願い」があったので、審議願いたい。</p> <p>令和7年12月2日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸</p>
	<p>番号1</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○</p> <p>地目 登記簿「田」 現況「宅地」です。</p> <p>農振区分は、農用外です。</p> <p>面積は、189.00 m²です。</p> <p>権利種別は、非農地証明です。</p> <p>所有者は、○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。</p> <p>非農地の事由 当該地は平成4年頃から物置が建っており、隣接地（○○番○○）と一体的に宅地として利用している。</p> <p>証明者は、近隣住民：○○○○氏、農地利用最適化推進委員：宮本正明氏です。</p> <p>始末書が添付しておりますので、読み上げます。</p> <p>「私は、当該地を転用の許可を得ていないのにもかかわらず、倉庫を建築してしまいました。このことについては、誠に申し訳なく思っております。今後、このようなことがないように厳重に注意いたしますので、今回だけは、何卒寛大なるご配慮をお願いします。」</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、農地班による現地調査の結果報告をお願いします。
6番	6番 森、現地調査の結果を報告します。

議案第2号「非農地証明願いについて」

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○

面積189m²です。

地目は、登記簿「田」、現況「宅地」です。

当該地は平成4年頃から物置が建っており、隣接地（○○番○○）と一体的に宅地として利用しています。

近隣住民と、農地利用最適化推進委員の宮本氏からの証明があります。

始末書が添付されています。

よって、現地では「可」としています。

以上です。

議長 それでは、議案第2号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

（「異議なし。」の声あり。）

議長 異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」。

議長 それでは「可」と決定いたします。

議長 続いて議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議願いたい。

令和7年12月2日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外1筆

地目 登記簿及び現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 1,544.00 m²です。

権利種別 3条有償移転です。

譲渡人 ○○○○ ○○都○○区○○ ○○丁目○○番○○-○○号です。

経営面積は明記のとおりです。
申請事由 遠方に居住しており、農地の維持管理が困難であるためです。
譲受人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。
経営面積は明記のとおりです。
申請事由 経営規模拡大のためです。
備考欄 水稲です。

番号 2
農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外 1 筆です。
地目 登記簿及び現況ともに「畠」です。
農振区分 農用内です。
合計面積 605.00 m²です。
権利種別 3 条有償移転です。
譲渡人 ○○○○ ○○県○○市○○ ○○丁目○○番地です。
経営面積は明記のとおりです。
申請事由 遠方に居住しており、農地の維持管理が困難であるためです。
譲受人 ○○○○ ○○市○○ ○○丁目○○番○○号です。
経営面積は明記のとおりです。
申請事由 自家消費用の野菜を耕作するためです。
備考欄 野菜です。

以上です。

- 議長 それでは、議案第 3 号番号 1 について、ご意見、ご質疑ございませんか。
(「異議なし。」の声あり。)
- 議長 異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
「異議なし。」
- 議長 それでは「可」と決定いたします。
- 議長 それでは、議案第 3 号番号 2 について、ご意見、ご質疑ございませんか。
(「異議なし。」の声あり。)

議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
	「異議なし」。
議長	それでは「可」と決定いたします。
議長	続いて、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。
事務局	<p>議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので審議願いたい。 令和7年12月2日提出 上富田町農業委員会 会長 田上彰伸</p>
	<p>番号1</p> <p>農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外1筆</p> <p>地目は、登記簿及び現況ともに「田」です。</p> <p>合計面積は472.00m²です。</p> <p>権利種別は使用貸借です。</p> <p>所有者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。</p> <p>借受人 ○○○○ ○○町○○ ○○番○○号です。</p> <p>転用目的 一般個人住宅です。</p> <p>転用理由 農地の維持管理に苦慮していた所有者と、当該地周辺で住宅用地を探していた借受人（娘夫婦）と話がまとまり、本申請に至りました。</p> <p>隣接農地同意は3筆 ○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏。</p> <p>水利組合同意は○○水利組合。</p> <p>盛土は最大0.98m、切土はありません。</p> <p>汚水及び雑排水は申請地東側に浄化槽を設置し、既設水路に放流します。</p> <p>雨水は申請地西側の既設水路に放流します。</p>
	<p>始末書添付が添付されていますので、読み上げます。</p> <p>「当該地の隣接地（○○番○○）において宅地造成工事が始まりましたが、工事施工者が私の所有地の一部を利用して、造成地への土砂搬入に伴う重機の通行のため碎石等の敷設や田んぼのつくり土の一時的な仮置き場として使用しております。自分の所有地とは言え、農業委員会への事務手続き前に使用したことについては誠に申し訳なく思っております。今後、このようなことがないように厳重に注意しますので、今回だけは、何卒寛大なるご配慮をお願いいたします。」</p>

番号 2

農地の所在 ○○字○○ ○○番

地目は、登記簿及び現況ともに「田」です。

面積は 727.00 m²です。

権利種別は所有権移転です。

譲渡人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○

譲受人 (株) ○○組 代表取締役 ○○○○ ○○市○○ ○○番○○-○○号

転用目的 分譲住宅です。

転用理由 高齢となり農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と、当該地周辺で分譲住宅用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。

隣接農地同意は1筆 ○○○○氏。

水利組合同意は○○水利組合。

盛土は最大 0.50m、切土は最大 0.30m。

汚水及び雑排水は申請地東側に浄化槽を設置し、既設水路に放流します。

雨水は申請地北側・東側の既設水路に放流します。

番号 3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○

地目は、登記簿「田」、現況「雑種地」です。

面積は、21.00 m²です。

権利種別は所有権移転です。

譲渡人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地

譲受人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○

転用目的 庭園・駐車場等です。

転用理由 隣接地(○○番○○)に居住している譲受人が、駐車場等として一体的に利用したい旨を譲渡人に申し出たところ、話がまとまり本申請に至りました。

隣接農地同意は1筆 ○○○○氏。

水利組合同意は○○水利組合。

盛土・切土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水申請地東側の既設水路に放流します。

始末書添付が添付されていますので、読み上げます。

「私は、許可を得ていないのにもかかわらず、当該地の農地を工事してしまいました。このことについては、誠に申し訳なく思っておりますので、今後、このようなことがないように、厳重に注意しますので、今回だけは、何卒寛大なるご配慮をお願いします。」

番号 4

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○

地目は、登記簿及び現況ともに「畠」です。

面積は、202.00 m²です。

権利種別は所有権移転です。

譲渡人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地

譲受人 (株) ○○○○ 代表取締役 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○

転用目的 資材置場です。

転用理由 高齢となり農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と、当該地周辺で資材置場用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。

隣接農地はありません。

水利組合同意は○○水路組合です。

盛土・切土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は申請地北西側の既設水路に放流します。

以上です。

議長

事務局より補足説明願います。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、補足説明します。

番号1から番号4の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第1種、第3種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

議長

それでは、現地調査の結果報告をお願いします。

6番

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6番 森、現地調査の結果を報告します。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

番号 1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外 1 筆

合計面積 472m²です。

地目は、登記簿及び現況ともに「田」です。

転用目的は、個人住宅です。

農地の維持管理に苦慮していた所有者と、当該地周辺で住宅用地を探していた借受人(娘夫婦)と話がまとまり、本申請に至りました。

隣接農地は同意を得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.98m。切土はありません。

汚水及び雑排水は、申請地東側に浄化槽を設置し、既設水路に放流します。

雨水は、申請地西側の既設水路に放流します。

始末書が添付されています。

よって、現地では可としています。

番号 2

農地の所在 ○○字○○ ○○番

面積は、727m²です。

地目は、登記簿及び現況ともに「田」です。

転用目的は、分譲住宅です。

高齢となり農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と、当該地周辺で分譲住宅用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。

隣接農地は同意を得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.15m、切土は最大0.30mです。

汚水及び雑排水は、申請地東側に浄化槽を設置し、既設水路に放流します。

雨水は、申請地北側・東側の既設水路に放流します。

よって、現地では可としています。

番号 3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○

面積は、21m²です。

地目は、登記簿「田」、現況「雑種地」です。

転用目的は、「庭園・駐車場等」です。

隣接地(○○番○○)に居住している譲受人が、駐車場等として一体的に利用したい旨を譲渡人に申し出たところ、話がまとまり本申請に至りました。

隣接農地は同意を得ており、水利組合の同意もあります。

盛土・切土はありません。汚水及び雑排水は発生しません。
雨水は、申請地東側の既設水路に放流します。
始末書が添付されています。
よって、現地では可としています。

番号4

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○

面積は、202m²です。

地目は、登記簿及び現況ともに「畠」です。

転用目的は、「資材置場」です。

高齢となり農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と、当該地周辺で資材置場用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。

隣接する農地はなく、水利組合の同意はあります。

盛土・切土はありません。汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は、申請地西側の既設水路に放流します。

よって、現地では可としています。

以上です。

議長 議案第4号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」

議長 それでは「可」と決定いたします

議長 議案第4号番号2について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」

議長 それでは「可」と決定いたします

議長	議案第4号番号3について、ご意見、ご質疑ございませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
	「異議なし。」
議長	それでは「可」と決定いたします
議長	続きまして、議案第4号番号4の審議に入る前に、農業委員会に関する法律第31条の規定により、1番福田委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。
議長	議案第4号番号4について、ご意見、ご質疑ございませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
	「異議なし。」
議長	それでは「可」と決定いたします
議長	続きまして、議案第5号「農業委員会の農地利用最適化推進委員の評価および選任について」事務局より説明願います。
事務局	農地利用最適化推進委員についても農業委員と同様に9月1日から9月30日の期間において募集しました。その結果、定数7名に対し、8名の推薦・応募があり、農業者3名からの推薦による個人推薦は1名、応募が7名です。8人の候補者について、評価および選任のほどよろしくお願いします。
	それでは、候補者について説明いたします。詳細については別紙一覧表をご確認ください。
推薦	
	番号1 ○○○○ 氏

推薦者名は、〇〇〇〇 氏、他2名です。推薦理由は明記のとおりです。

応募

番号2 〇〇〇〇 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

番号3 〇〇〇〇 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

番号4 〇〇〇〇 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

番号5 〇〇〇〇 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

番号6 〇〇〇〇 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

番号7 〇〇〇〇 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

番号8 〇〇〇〇 氏

性別、年齢、職業、住所、経歴、農業経営の状況、応募理由は明記のとおりです。

*資料に追記をお願いします。現在、農地利用最適化推進委員任期中です。

候補者8名の紹介は以上です。

次に選定基準についてですが、農業委員会等に関する法律第17条第1項では、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされています。また同法律の第17条第2項第1号では農業委員会は推進委員を委嘱するときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならないとされています。

特に、農業委員と違い、推進委員については担当する区域の中で仕事をしていただくということが明記されています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

	<p>参考までに、12月議会の人事案件として上程予定の農業委員の候補者について、説明願います。</p>
事務局	<p>12月議会の人事案件として上程予定の農業委員候補者について説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第8条第5項によると、認定農業者等の人数は、委員の過半数であるものと規定されております。よって本町においては8名中5名を任命することになります。</p> <p>別紙をご覧ください。今回選任された中で、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、が該当いたします。</p> <p>次に農業委員会等に関する法律第8条第6項によると、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとされています。人数に関する規定はございませんので、1人以上となります。今回選任された中で、○○○○氏が該当いたします。</p> <p>次に、農業委員会等に関する法律第8条第7項によると、年齢、性別等に著しい偏りがないように配慮しなければならないとなっております。国の方針では、青年や女性の積極的な登用に努めることとなっています。今回選任された中で、○○○○氏、○○○○氏が該当いたします。</p> <p>その他、候補者については、過去の経歴等を鑑み、○○○○氏が選任されました。</p> <p>今回の農業委員の改選について、以上8名を農業委員候補者として、12月議会の人事案件として上程予定であることを報告いたします。</p>
	<p>以上です。</p>
議長	<p>議案第5号の審議に入る前に、農業委員会に関する法律第31条の規定により、7番小倉委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。</p>
	<p>(小倉委員 退室)</p>
	<p>それでは、農地利用最適化推進委員候補者の審査、および評価を行います。</p> <p>候補者について、何かご質問、ご意見等ございませんか。</p>
1番	<p>事務局からの説明がありましたが、今回、市ノ瀬地区と岩田地区で2名の応募があり、重複していると思うのですが。</p>
事務局	<p>市ノ瀬地区については、南岸と北岸で地区を分けていますので、重複とはなりません。岩田地区については、1つの地区となりますので、今回、番号5と番号8の方が、岩田地区で応募していただいております。</p> <p>番号5の方は、現在、農地利用最適化推進委員であり、専業農家ではありませんが、耕</p>

	作をしており、農業の知識等、熱意と見識を有する者であると考えます。
4番 局長	生馬地区には、住所地的には農業委員3名がおり、農地利用最適化推進委員1がいることになります。重複していると思いますが。
6番 局長	住所地的には、3名の農業委員と1名の農地利用最適化推進委員がいますが、農業委員候補者の2番の方が実際耕作しているのは、岩田地区や市ノ瀬地区になりますので、その地区を担当していただいております。
2番 議長	現在の農地利用最適化推進委員の方の会議等の出席状況はどうでしょうか。全員が出席することは難しいと思います。
議長	全ての会議等への参加は難しいと思いますが、皆さん、それぞれ可能な限り出席してくれていると思います。
議長	先ほどの事務局からの説明で「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」とされていますので、耕作をしていて、農業の知識のある8番の方はどうでしょうか。
議長	2番の意見について、ご意見、ご質疑ございませんか。 (「異議なし。」の声あり。)
議長	異議なしと認めます。
	それでは、令和8年2月24日から令和11年2月23日までの3年間を任期として、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、以上7人の方を農地利用最適化推進委員に選任として決定いたします。
	(小倉委員 入室)
議長	提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。 (「なし。」の声あり。)
議長	ないということでございますので、農業委員会の総会を閉会します。

閉会

令和7年12月2日

この議事録については、事務局 三谷 祐子 が記録した。

会長 _____

署名委員 7番 _____

1番 _____